

議案第 77 号

つくば市民センター条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 9 月 5 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市民センター条例

(設置)

第 1 条 市民による主体的な活動を支援するとともに、幅広い層の市民が集い交流し、地域に愛着と誇りを持って暮らせる地域社会の形成を図るため、つくば市民センター（以下「センター」という。）をつくば市吾妻一丁目10番地 1 に設置する。

(事業)

第 2 条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) センターの施設（次条に規定する施設をいう。）及びこれらの附属設備（以下「施設等」という。）の供用に関する事業
- (2) 社会貢献活動（特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 1 項の特定非営利活動をいう。以下同じ。）に関する助言、情報の収集及び提供並びに講座の開催に関する事業
- (3) 市民（市内に在住し、在勤し、又は在学している者をいう。以下同じ。）の

交流及び生涯学習に係る講座の開催及び支援に関する事業

(4) 市民からの要望及び相談の整理及び連絡調整に関する事業

(5) 市政に係る情報の提供に関する事業

(6) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業

(施設)

第3条 センターに次に掲げる施設を置く。

(1) 大会議室

(2) 小会議室 1

(3) 小会議室 2

(4) 和室 1

(5) 和室 2

(6) 調理・実習室

(7) 音楽室

(8) ロッカー

(9) 社会貢献活動支援室

(10) 印刷作業室

(11) フリースペース

(12) キッズスペース

(13) 図書コーナー

(休所日)

第4条 センターの休所日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 市長は、公益上又は管理上必要があると認めるときは、センターの全部又は一部を休所日に開所し、又は休所日以外の日に開所しないことができる。

(開所時間)

第5条 センターの開所時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が公益上又は管理上必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(使用することができるものの範囲)

第6条 第3条第1号から第6号までに掲げる施設及びこれらの附属設備(以下「大会議室等」という。)を使用することができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 次のいずれにも該当する団体

ア 団体の構成員の世帯数の合計が5以上であること。

イ 団体の代表者が18歳以上であること。

ウ 大会議室等を使用しようとする者のうちから18歳以上の者を使用の責任者とすることができること。

(2) 次のいずれにも該当する団体

ア 団体の構成員の世帯数の合計が5以上であること。

イ 団体の構成員全員が次条第1項の申請をする日(以下「申請日」という。)の属する年度の末日において16歳以上であること。

ウ 団体の構成員のうち18歳未満のものについて、規則で定めるところにより、それぞれの保護者による大会議室等の使用に係る同意があること。

2 音楽室及びその附属設備(以下「音楽室等」という。)を使用することができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 次のいずれにも該当する団体

ア 団体の構成員の世帯数の合計が2以上であること。

イ 団体の代表者が18歳以上であること。

ウ 音楽室等を使用しようとする者のうちから18歳以上の者を使用の責任者とすることができること。

(2) 次のいずれにも該当する団体

ア 団体の構成員の世帯数の合計が2以上であること。

イ 団体の構成員全員が申請日の属する年度の末日において16歳以上であること。

ウ 団体の構成員のうち18歳未満のものについて、規則で定めるところにより、それぞれの保護者による音楽室等の使用に係る同意があること。

3 ロッカーを使用することができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 第1項各号のいずれかに該当し、規則で定めるところにより市長の登録を受けた団体

(2) 次項各号のいずれかに該当する団体

4 社会貢献活動支援室及びその附属設備（以下「社会貢献活動支援室等」という。）を使用することができる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

(1) 次のいずれにも該当する団体

ア 団体の構成員の世帯数の合計が2以上であること。

イ 団体の構成員の過半数が市民であること。

ウ 団体の代表者が18歳以上であること。

エ 社会貢献活動支援室等を使用しようとする者のうちから18歳以上の者を
使用の責任者とすることができること。

オ 社会貢献活動を目的として社会貢献活動支援室等を使用する団体であること。

カ 規則で定めるところにより市長の登録を受けた団体であること。

(2) 次のいずれにも該当する団体

ア 団体の構成員の世帯数の合計が2以上であること。

イ 団体の構成員の過半数が市民であること。

ウ 団体の構成員全員が申請日の属する年度の末日において16歳以上であること。

エ 団体の構成員のうち18歳未満のものについて、規則で定めるところにより、それぞれの保護者による社会貢献活動支援室等の使用に係る同意があること。

オ 社会貢献活動を目的として社会貢献活動支援室等を使用する団体であること。

カ 規則で定めるところにより市長の登録を受けた団体であること。

5 前各項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるものは、第3条第1号から第9号までに掲げる施設及びこれらの附属設備（以下「許可施設等」という。）を使用することができる。

（使用の許可）

第7条 許可施設等を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、申請をし、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付すことができる。

（使用許可の基準）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 許可施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

（使用料）

第9条 使用許可（社会貢献活動支援室等に係る使用許可を除く。）を受けたものは、市長に対し、別表1の表から3の表までに定める使用料を使用許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納

することができる。

- 2 印刷作業室に係る附属設備を使用しようとするものは、市長に対し、別表4の表に定める使用料を使用の際に納付しなければならない。

(使用料の免除)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表1の表及び別表3の表に定める使用料を免除することができる。

(1) つくば市が使用するとき。

(2) 市内に在住する者及び次に掲げる者を構成員とする団体（構成員のうち市内に在住する者及び次に掲げる者がそれぞれ規則で定める割合以上の割合を占める団体に限る。）が使用するとき。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知的障害と判定され、療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 65歳以上の者

(3) 次に掲げる団体が主催する事業のために使用する場合であって当該事業が公益に資すると認められるとき。

ア 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会

イ 公益社団法人つくば市シルバー人材センター

ウ 公益財団法人つくば文化振興財団

エ 一般社団法人つくば観光コンベンション協会

オ 一般財団法人つくば都市交通センター

カ 一般財団法人つくば市国際交流協会

キ 一般社団法人つくば市スポーツ協会

ク その他規則で定める団体

(使用料の不還付)

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、規則で定めるところにより還付することができる。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第12条 使用許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、許可施設等を目的外に使用し、又は許可施設等の使用に関する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、許可施設等の使用を停止し、若しくは制限し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこれに基づく規則若しくは使用許可の条件に違反し、又はこれらに基づく市長の指示に従わないとき。

(2) 第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が許可施設等の使用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上又は管理上やむを得ない理由が生じたときは、使用許可を取り消すことができる。

3 市長は、来所者が次の各号のいずれかに該当するときは、印刷作業室、フリースペース、キッズスペース及び図書コーナー並びにこれらの附属設備（以下「印刷作業室等」という。）の使用を拒否し、停止し、若しくは制限し、又はセンターからの退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 印刷作業室等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が印刷作業室等の使用を不相当と認めるとき。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上又は管理上やむを得ない理由が生じたときは、来所者にセンターからの退去を命ずることができる。

(使用者及び来所者の遵守事項)

第14条 使用者及び来所者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 準備、後片付け及び清掃は、センターの開所時間（使用者にあつては、使用許可を受けている時間）内に行うこと。

(2) 許可された以外の施設等を使用し、又は附属設備を移動させないこと。

(3) 許可なくして、附属設備を施設の外に持ち出さないこと。

(4) 許可なくして、火気を使用しないこと。

(5) 許可なくして、ポスター、看板その他これらに類するものを掲げ、又は貼り付けないこと。

(6) 許可なくして、施設等に文字等を書き、又はくぎ類を打ち込まないこと。

(7) 許可なくして、物品を販売し、又は金品の寄附募集行為をしないこと。

(8) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。

(9) 定められた場所以外で飲食をしないこと。

(10) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行わないこと。

(11) その他市長の指示に従うこと。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可施設等を原状に回復しなければならない。

(1) 許可施設等の使用を終了したとき。

(2) 第13条第1項又は第2項の規定により使用許可を取り消され、許可施設等の

使用を停止され、若しくは制限され、又はセンターからの退去の命令を受けたとき。

2 来所者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに印刷作業室等を原状に回復しなければならない。

(1) 印刷作業室等の使用を終了したとき。

(2) 第13条第3項又は第4項の規定により印刷作業室等の使用を停止され、若しくは制限され、又はセンターからの退去の命令を受けたとき。

(損害賠償)

第16条 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の前においても、使用許可その他この条例の施行に関し必要な行為を行うことができる。

(つくば市市民活動センター条例の廃止)

3 つくば市市民活動センター条例(平成13年つくば市条例第26号)は、廃止する。

(つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

4 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例(平成20年つくば市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表13の項中「つくば市市民活動センター」を「つくば市民センター」に改め

る。

(つくば市地域交流センター条例の一部改正)

5 つくば市地域交流センター条例（平成22年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の表つくば市吾妻交流センターの項を削る。

別表第1つくば市吾妻交流センターの部を削る。

別表（第9条関係）

1 部屋

区分		使用料（30分につき）	
		非営利使用	営利使用
大会議室（全面）	市内団体	700円	2,100円
	市外団体	1,400円	4,200円
大会議室（半面）	市内団体	400円	1,200円
	市外団体	800円	2,400円
小会議室1	市内団体	100円	300円
	市外団体	200円	600円
小会議室2	市内団体	50円	150円
	市外団体	100円	300円
和室1	市内団体	150円	450円
	市外団体	300円	900円
和室2	市内団体	150円	450円
	市外団体	300円	900円
調理・実習室	市内団体	300円	900円

	市外団体	600円	1,800円
音楽室	市内団体	300円	900円
	市外団体	600円	1,800円

備考

- 1 この表において「市内団体」とは、団体の構成員の過半数が市民である団体をいう。
- 2 この表において「市外団体」とは、市内団体以外の団体をいう。
- 3 使用の時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

2 ロッカー

区分	使用料（1月につき）
ロッカー（大）	1,000円
ロッカー（中）	500円
ロッカー（小）	300円

備考 使用の期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とみなす。

3 音楽室に係る附属設備

区分		使用料（1回につき）	
		非営利使用	営利使用
グランドピアノ	市内団体	400円	1,200円
	市外団体	800円	2,400円
ドラムセット	市内団体	300円	900円
	市外団体	600円	1,800円
ギターアンプ	市内団体	200円	600円
	市外団体	400円	1,200円
ベースアンプ	市内団体	200円	600円

	市外団体	400円	1,200円
電子キーボード	市内団体	300円	900円
	市外団体	600円	1,800円
P Aシステム（ミキサー、アンプ、スピーカー、C Dプレーヤー、マイク4本及びマイクスタンド4本）	市内団体	400円	1,200円
	市外団体	800円	2,400円
演出用追加照明	市内団体	800円	2,400円
	市外団体	1,600円	4,800円
音楽室に係る附属設備の全て（演出用追加照明を除く。）	市内団体	1,500円	4,500円
	市外団体	3,000円	9,000円

備考

1 この表において「市内団体」とは、団体の構成員の過半数が市民である団体をいう。

2 この表において「市外団体」とは、市内団体以外の団体をいう。

4 印刷作業室に係る附属設備

区分		単位	使用料	仕様
コピー機	モノクロ	1枚	10円	日本産業規格A列3番以内
	カラー	1枚	50円	日本産業規格A列3番以内

大判プリンター	A 1	1 枚	2,400円	日本産業規格A列1番
	A 2	1 枚	1,700円	日本産業規格A列2番
	ロール紙	長さ50センチメートルにつき	1,000円	幅60センチメートル
印刷機		1 版	30円	日本産業規格A列3番以内
		1 枚	1 円	

備考

- 1 大判プリンターの使用においてロール紙の長さに50センチメートル未満の端数があるときは、これを50センチメートルとみなす。
- 2 印刷機用の紙は、持参とする。

(提案理由)

つくば市民センターを開設することに伴い、その設置及び管理について定めるほか、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）新旧対照表

（附則第4項関係）

改正後	改正前
本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—12（略） 13 <u>つくば市民センター</u> 14—49（略）	本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—12（略） 13 <u>つくば市市民活動センター</u> 14—49（略）

つくば市地域交流センター条例（平成22年つくば市条例第39号）新旧対照表

（附則第5項関係）

改正後	改正前																																	
第1条（略） （名称及び位置）	第1条（略） （名称及び位置）																																	
第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="103 582 607 630">名称</th> <th data-bbox="607 582 1108 630">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 630 607 718">(略)</td> <td data-bbox="607 630 1108 718">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 718 607 766">つくば市荃崎交流センター</td> <td data-bbox="607 718 1108 766">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	つくば市荃崎交流センター	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 582 1635 630">名称</th> <th data-bbox="1635 582 2148 630">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 630 1635 678">(略)</td> <td data-bbox="1635 630 2148 678">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 678 1635 726"><u>つくば市吾妻交流センター</u></td> <td data-bbox="1635 678 2148 726"><u>つくば市吾妻一丁目10番地1</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 726 1635 774">つくば市荃崎交流センター</td> <td data-bbox="1635 726 2148 774">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	<u>つくば市吾妻交流センター</u>	<u>つくば市吾妻一丁目10番地1</u>	つくば市荃崎交流センター	(略)																			
名称	位置																																	
(略)	(略)																																	
つくば市荃崎交流センター	(略)																																	
名称	位置																																	
(略)	(略)																																	
<u>つくば市吾妻交流センター</u>	<u>つくば市吾妻一丁目10番地1</u>																																	
つくば市荃崎交流センター	(略)																																	
第3条—第15条（略）	第3条—第15条（略）																																	
附則（略）	附則（略）																																	
別表第1（第8条関係）	別表第1（第8条関係）																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="103 957 757 1005">施設区分</th> <th data-bbox="757 957 1108 1005">使用料（30分当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="103 1005 539 1292">(略)</td> <td data-bbox="539 1005 757 1292">(略)</td> <td data-bbox="757 1005 1108 1292">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="103 1292 539 1340">つくば市荃崎交流センター</td> <td data-bbox="539 1292 757 1340">(略)</td> <td data-bbox="757 1292 1108 1340">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分		使用料（30分当たり）	(略)	(略)	(略)	つくば市荃崎交流センター	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1131 957 1785 1005">施設区分</th> <th data-bbox="1785 957 2148 1005">使用料（30分当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1005 1568 1053">(略)</td> <td data-bbox="1568 1005 1785 1053">(略)</td> <td data-bbox="1785 1005 2148 1053">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1053 1568 1101"><u>つくば市吾妻交流センター</u></td> <td data-bbox="1568 1053 1785 1101"><u>和室</u></td> <td data-bbox="1785 1053 2148 1101"><u>200円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1568 1101 1785 1149"><u>大会議室</u></td> <td data-bbox="1785 1101 2148 1149"><u>150円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1568 1149 1785 1197"><u>小会議室</u></td> <td data-bbox="1785 1149 2148 1197"><u>50円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1568 1197 1785 1244"><u>音楽室</u></td> <td data-bbox="1785 1197 2148 1244"><u>260円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1568 1244 1785 1292"><u>調理室</u></td> <td data-bbox="1785 1244 2148 1292"><u>150円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1292 1568 1340">つくば市荃崎交流センター</td> <td data-bbox="1568 1292 1785 1340">(略)</td> <td data-bbox="1785 1292 2148 1340">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分		使用料（30分当たり）	(略)	(略)	(略)	<u>つくば市吾妻交流センター</u>	<u>和室</u>	<u>200円</u>		<u>大会議室</u>	<u>150円</u>		<u>小会議室</u>	<u>50円</u>		<u>音楽室</u>	<u>260円</u>		<u>調理室</u>	<u>150円</u>	つくば市荃崎交流センター	(略)	(略)
施設区分		使用料（30分当たり）																																
(略)	(略)	(略)																																
つくば市荃崎交流センター	(略)	(略)																																
施設区分		使用料（30分当たり）																																
(略)	(略)	(略)																																
<u>つくば市吾妻交流センター</u>	<u>和室</u>	<u>200円</u>																																
	<u>大会議室</u>	<u>150円</u>																																
	<u>小会議室</u>	<u>50円</u>																																
	<u>音楽室</u>	<u>260円</u>																																
	<u>調理室</u>	<u>150円</u>																																
つくば市荃崎交流センター	(略)	(略)																																
別表第2（略）	別表第2（略）																																	